

< 洋菜類 >

1-1 ピーマン [ハウス]

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- ピーマン（ハウス）は道北・道央および道南で栽培され、作型は半促成（ハウス・トンネル・マルチ）である。品種は「あきの」「みおぎ」である。また、カラーピーマン（ジャンボ、パプリカ含む）も下記の指針に準じる。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は10kgN/10a、追肥は収穫始めに第1回目を行い、以後は20日ごとに収穫終了20日前まで1回当たり5kgN/10aを施用する。
作付回数が増えるにつれて作土層の硝酸態窒素、リン酸、塩基類が蓄積する場合がありますので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。
周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。なお、土壌の塩類濃度が高い場合はとうもろこし、麦類などの緑肥作物を無肥料栽培し、必要に応じ搬出する。
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。
心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正輪作、PMMoV抵抗性品種や生物農薬の利用を進めるとともに、ウイルス媒介アブラムシ対策として光反射性マルチを利用したり、近紫外線カットフィルムの利用や開口部を防虫ネットで覆うなどの対策を行う。
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。
雑草対策として、マルチ栽培および手取り除草により除草剤の使用を削減する。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥4t/10a。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥 または、前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量） の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 土壌還元消毒技術 熱利用土壌消毒技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用を できるだけ減らす。

（留意事項） ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他の事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

1-2 ピーマン [露地]

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- ピーマン（露地）は道北、道央および道南で栽培され、作型はトンネル早熟（トンネル・マルチ）、露地早熟（マルチ）などである。品種は「あきの」「みおぎ」である。また、カラーピーマン（ジャンボ、パプリカ含む）も下記の指針に準じる。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は10kgN/10a、追肥は収穫始めに第1回目を行い、以後は30日ごとに収穫終了30日前まで1回当たり5kgN/10aを施用する。
露地栽培では、肥料流亡の恐れがあるので肥効調節型肥料の使用する。
作付回数が増えるにつれて作土のリン酸および塩基類が蓄積するケースが多いので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。
心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
有機質が不足する場合は収穫後直ちに麦類などの緑肥作物を栽培し、晩秋から初冬に鋤込む。
- 病虫害防除では、適正輪作、PMMoV抵抗性品種や生物農薬の利用を進めるとともに、ウイルス媒介アブラムシ対策として光反射性マルチを利用する。
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努めること。
雑草対策として、マルチ栽培や管理機による除草を行い、除草剤の使用削減を図る。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t /10 a 以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他の事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

2-1 レタス [ハウス]

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- レタス（ハウス）は道東の北見、十勝、富良野の台地および沖積平野や道央の転換畑、道南地域で栽培されている。作型は冬まき（ハウス・トンネル・マルチ）、夏まき（ハウス）など、リーフレタスでは春まき（ハウス・トンネル・マルチ）である。
品種は「コロラド」「エムラップ231」「シルル」など、リーフレタスでは「レッドファイヤー」「グリーンウェーブ」などである。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は12kgN/10aである。
作付回数が増えるにつれて作土の硝酸態窒素、リン酸および塩基類が蓄積するので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。
また、周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。
なお、土壌の塩類濃度が高い場合はとうもろこし、麦類など緑肥作物を無肥料栽培し、必要に応じ搬出する。
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。
心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病害虫防除では、適正輪作、生物農薬の利用、アブラムシ対策として光反射性マルチを導入したり、近紫外線カットフィルム利用や開口部を防虫ネットで覆うなどの対策を行う。
なお、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。
雑草対策では、有色フィルム全面マルチ栽培および手取り除草により除草剤の使用を削減する。

◎ 持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 4 t / 10 a。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥 または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量） の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 土壌還元消毒技術 熱利用土壌消毒技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用を できるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

2-2 レタス [露地]

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- レタス（露地）は道東の北見、十勝、富良野の台地および沖積平野や道央の転換畑、道南地域で栽培されている。作型は春まき（トンネル・マルチ）、春夏まき（マルチ）、夏まき（マルチ）など、リーフレタスでは春夏まきである。品種は「コロラド」「エムラップ231」「カルマーMR」「シャープリ」など、リーフレタスでは「レッドファイヤー」「グリーンウェーブ」である。
- 施肥標準の窒素施肥量は春まきが基肥16kgN/10a、初夏および夏まきが12kgN/10aである。作付回数が増えるにつれて作土のリン酸および塩基類が蓄積する機会が多いので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。
心土破砕など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病害虫防除では、適正輪作、生物農薬の利用、アブラムシ対策として光反射性マルチを導入する。また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。
雑草対策では、マルチ栽培や機械および手取り除草により除草剤の使用を削減する。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t /10 a 以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

3 セルリー

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- セルリー（ハウス）は道央、道北、道東北の施設や露地で栽培され、作型は加温促成（ハウス・カーテン・トンネル・マルチ・一時加温）、無加温促成（ハウス・カーテン・トンネル・マルチ）、春まき（トンネル・露地）、抑制（ハウス・白黒ダブルマルチ）である。品種は「コーネル619」「サミット」「トップセラー」である。
- 標準的な窒素施肥量は基肥、分施合わせて50kgN/10a程度である。特に窒素施用量が多い作物なので、水系の硝酸汚染源とならないように灌水などに留意する。
作付回数が増えるにつれて作土の硝酸態窒素、リン酸、塩基類が蓄積する場合があるので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。
周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。なお、土壌の塩類濃度が高い場合はとうもろこし、麦類などの作物を無肥料栽培し、必要に応じ搬出する。
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。
心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、生物農薬の利用や対抗植物の導入を進めるとともに、微小害虫やウイルス媒介虫の侵入を防ぐため、近紫外線カットフィルムの利用や施設の開口部を防虫ネットで覆う、光反射性マルチの利用などの対策を行う。
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。
雑草対策として、マルチ栽培や手取り除草を行い、除草剤の使用削減を図る。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 4 t/10a(ハウス)、2 t/10a以上(露地トンネル、マルチ)。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

4 ブロッコリー

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- ブロッコリーは道南および胆振地域の沖積地および台地、十勝・富良野地域の沖積地および台地や道央部の台地・水田転換畑で栽培されている。作型は春まき（トンネル・マルチ、べたがけ）、春まき（マルチ・べたがけ、6～7月どり）、春まき（7月どり）、初夏まき（9～10月どり）である。品種は「緑嶺」「ピクセル」「ハイツ」である。
- 施肥標準の窒素施肥量は14kgN/10aである。春まきでは基肥の量が多いことから肥料流亡の恐れがあるので肥効調節型肥料の利用を推奨する。晩春播きでは基肥4kgN/10aとし、残りを着蕾始めに分施する。
作付回数が増えるにつれて作土層のリン酸、塩基類が集積する場合があるので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。
心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
残株や茎葉を鋤込む場合には量、時期に応じて次作で減肥を行う。
- 病虫害防除では、花蕾腐敗病の少ない品種を栽培、適正な輪作の実施で土壌病害虫の密度を低減するほか、コナガ発生予測システムの活用、微生物農薬の利用によるコナガや軟腐病防除、アブラムシ類寄生回避のため光反射性マルチを導入する。
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。
雑草対策では、マルチ栽培や機械および手取り除草により除草剤の使用削減を図る。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t / 10 a 以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥 または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量） の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 フェロモン剤利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用を できるだけ減らす。

（留意事項） ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。また、病虫害防除所および農業試験場が提供する病虫害発生予察情報を活用することが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

5-1 アスパラガス [ハウス・露地]

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- アスパラガスは上川や羊蹄山麓の台地、道央の転作畑をはじめ、全道で栽培されている。作型は露地が主体で、一部にハウス半促成がある。品種は「ウエルカム」「パイトル」「ガインリム」「グリーンタワー」などである。
- 施肥標準の窒素施肥量は定植年の基肥が10kgN/10a、定植2年目以降は20kgN/10aである。
経年化にともない作土のリン酸および塩基類が蓄積する機会が多いので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。
たい肥など有機物を施用した際には適切な減肥対応を行う。
- 病虫害防除では、り病枯死茎葉、実生・ひこばえを除去するなどほ場衛生に努め、斑点病や茎枯病の伝染源密度を低下させる。雨よけ栽培は茎枯病の発生抑制に有効である。
また、改植の際には連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。
雑草対策として機械除草などを行い、除草剤の使用を削減する。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術	たい肥 2 t /10 a 以上。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

- 〈留意事項〉
- ・ 有機質肥料は分解を早めるため土壌と攪拌する。
 - ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

5-2 アスパラガス [立茎]

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- アスパラガスの立茎栽培は、全道で行われている。作型はハウス立茎栽培のほか、露地立茎栽培が急速に増加している。品種は「ウエルカム」「バイトル」「ガインリム」「グリーンタワー」などである。
- 標準的な窒素施肥量は立茎収穫時に年間45kgN/10aである。経年化にともない作土のリン酸および塩基類が蓄積する機会が多いので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。たい肥など有機物を施用した際には適切な減肥対応を行う。
- 病虫害防除では、り病枯死茎葉、実生・ひこばえを除去するなどほ場衛生に努め、斑点病や茎枯病の伝染源密度を低下させる。雨よけ栽培は茎枯病の発生抑制に有効である。雨よけ栽培は茎枯病の発生抑制に有効である。また、改植の際には連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。雑草対策として機械除草などを行い、除草剤の使用を削減する。

◎ 持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術	たい肥 4 t/10a（ハウス）、2 t/10a以上（露地）。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

- 〈留意事項〉
- ・ 有機質肥料は分解を早めるため土壌と攪拌する。
 - ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

6 パセリ

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- パセリは旭川市での栽培が大半で、北斗市(旧大野町)、千歳市でも栽培されている。作型はハウスが中心で露地もある。品種は「グランドパセリ」が主体で「パラマウント」もある。
- 標準的な窒素施肥量は数ヶ月間に及ぶ長期収穫の場合40kgN/10a程度である。作付回数が増えるにつれて作土の硝酸態窒素、リン酸及び塩基類が蓄積する場合は多いので、土壌診断を実施し、これに基づき施肥の適正化や土壌の改良に努める。また、周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類非集積型肥料への転換を図る。たい肥の施用や時肥の導入による土壌の健全化(物理性・理化学性などの改善)を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正輪作、生物農薬の利用を進めるとともに、近紫外線カットフィルム、防虫ネットの利用など、侵入害虫対策を行う。また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。雑草対策として、機械および手取り除草などにより除草剤の使用を削減する。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術(省令指定)

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上(露地)または4 t/10a(ハウス)施用。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料(窒素分量)の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 土壌還元消毒技術 熱利用土壌消毒技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵(天敵昆虫、微生物農薬(生きているもの。死菌は除く。))であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

7-1 カリフラワー [露地]

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- カリフラワー（露地）は道南、道央および道北で栽培され、作型は春夏まき（7～10月どり）である。品種は「バロック」「スノークラウン」「カリド」などである。
- 施肥標準の窒素施肥量は基肥、分施あわせて18kgN/10aであり、分施はおおむね定植15日目と着蕾始めの2回に分ける。
作付回数が増えるにつれて作土のリン酸、塩基類が蓄積する場合があるので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。
たい肥の施用や休閑・後作緑肥の導入による土壌の健全化(物理性・化学性などの改善)を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。
心土破碎などで耕盤層を破碎し、十分な根域を確保する。
残株や茎葉を鋤込む場合には量、時期に応じて次作で減肥を行う。
- 病虫害防除では、適正な輪作の実施で土壌病虫害の密度を低減するほか、コナガ発生予測システムの活用、生物農薬の利用によるコナガや軟腐病防除、アブラムシ類寄生回避のため光反射性マルチを導入する。
また、連作障害回避のために緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。
雑草対策では、マルチ栽培や機械および手取り除草により除草剤の使用削減を図る。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 フェロモン剤利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

また、病虫害防除所および農業試験場が提供する病虫害発生予察情報を活用することが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

7-2 カリフラワー [トンネル]

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- カリフラワー（トンネル）は道南、道央および道北で栽培され、作型は早春まき（トンネル・マルチ）である。品種は「スノークラウン」「カリド」などである。
- 施肥標準の窒素施肥量は基肥、分施あわせて16kgN/10aであり、分施はおおむね定植15日目と着蕾始めの2回に分ける。
作付回数が増えるにつれて作土のリン酸、塩基類が蓄積する場合があるので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。
たい肥の施用や休閑・後作緑肥の導入による土壌の健全化(物理性・化学性などの改善)を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。
心土破碎などで耕盤層を破碎し、十分な根域を確保する。
残株や茎葉を鋤込む場合には量、時期に応じて次作で減肥を行う。
- 病虫害防除では、適正な輪作の実施で土壌病虫害の密度を低減するほか、コナガ発生予測システムの活用、生物農薬の利用によるコナガや軟腐病防除、アブラムシ類寄生回避のため光反射性マルチを導入する。
また、連作障害回避のために緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。
雑草対策では、マルチ栽培や機械および手取り除草により除草剤の使用削減を図る。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 フェロモン剤利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

また、病虫害防除所および農業試験場が提供する病虫害発生予察情報を活用することが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

8-1 サラダナ [ハウス]

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- サラダナ（ハウス）は道南および道北で栽培され、作型はハウス春どり、ハウス夏どりおよびハウス秋どりである。品種は「パンソマ」「キャスパロ」などである。
- 標準的な窒素施肥量は16kgN/10aである。
作付回数が増えるにつれて作土の硝酸態窒素、リン酸、塩基類が蓄積する場合があるので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。
周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。なお、土壌の塩類濃度が高い場合はとうもろこし・麦類などの作物を無肥料栽培し、必要に応じ搬出する。
たい肥の施用や休閑・後作緑肥の導入による土壌の健全化(物理性・化学性などの改善)を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。
深耕や心土破碎などで耕盤層を破碎し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正輪作、生物農薬利用、ウイルス媒介アブラムシ対策として光反射性マルチ導入、近紫外線カットフィルム利用や開口部を防虫ネットで覆うなどの対策を行う。
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。
雑草対策では、マルチ栽培や手取り除草により除草剤の使用を削減する。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区分	技術名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 4 t/10a。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 土壌還元消毒技術 熱利用土壌消毒技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

8-2 サラダナ〔露地〕

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- サラダナ（露地）は道南および道北で栽培され、作型は露地夏どりおよび露地秋どりである。品種は「パンソマ」「キャスパロ」などである。
- 標準的な窒素施肥量は16kgN/10aである。
作付回数が増えるにつれて作土のリン酸、塩基類が蓄積する場合があるので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。
たい肥の施用や休閑・後作緑肥の導入による土壌の健全化(物理性・化学性などの改善)を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。
心土破砕などの耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正輪作、生物農薬利用、ウイルス媒介アブラムシ対策として光反射性マルチ導入、不織布や防虫ネットで被覆栽培するなどの対策を行う。
また、連作障害回避のために緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。
雑草対策では、マルチ栽培や機械および手取り除草により除草剤の使用を削減する。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である

ウ その他の事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。